

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年12月16日

月 曜 日

号 外(2)

目 次

公安委員会規則

○富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年12月16日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第 9 号

富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

富山県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成30年富山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

本則中「情報通信技術利用規則」を「情報通信技術活用規則」に改める。

第 1 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に改め、「第 5 条及び第 9 条」を「第11条」に改める。

第 2 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通

信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第3条を次のように改める。

(対象となる手続等)

第3条 情報通信技術活用規則第11条第1項に規定する富山県公安委員会等に対して行われる手続等は、申請等に関するものは、別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、処分通知等に関するものは、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定の処分に基づく処分通知等とする。

第4条第1項及び第4項中「法第3条第1項」を「法第6条第1項」に改める。

第5条中「法第3条第3項」を「法第6条第3項」に改める。

第6条を削る。

第7条中「法第4条第1項」を「法第7条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「法第4条第3項」を「法第7条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

別表第2中「(第6条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月16日から施行する。